

## 横浜市屋外広告物条例の改正に向けた検討状況について（中間報告）

## 1 趣旨

横浜市では、屋外広告物法（昭和 24 年）に基づき横浜市屋外広告物条例を制定（昭和 31 年）し、市内の屋外広告物について必要な規制を行い、良好な景観の形成、風致の維持、公衆への危害防止に努めているところです。屋外広告物条例では、広告物の大きさや形状などの規格や、広告物を表示できない場所・物件などを定めており、屋外広告物を掲出する際には、市長の許可を得る必要があります。

屋外広告物条例については、制定以来、基本的な規制内容について見直しを行ってきませんでした。

- ①景観法の施行などを踏まえ、都市景観の向上に資する広告物政策を促進していく必要があること
- ②近年増加している LED を用いた広告物など、新しい形態・種類の広告物への対応が求められていること
- ③屋外広告物法の改正に伴い、県と合わせて、屋外広告業の届出制を登録制へと変更する必要があること

などから、横浜市屋外広告物審議会において、今後の広告行政のあり方などを含めて、条例改正に向けた議論を進めています。

## 2 条例改正に向けたスケジュール

平成 22 年 1 月	横浜市屋外広告物審議会	(1 回目)	
〃 3 月	〃	(2 回目)	
〃 5 月	市会常任委員会（中間報告）	【本日】	
〃 6 月	横浜市屋外広告物審議会	(3 回目)	【以下は予定】
〃 7 月～8 月	パブリックコメント（条例見直し、今後取り組むべき施策など）		
〃 9 月	横浜市屋外広告物審議会	(4 回目)	

その後、パブリックコメントの結果を含めて、市会常任委員会に再度ご報告した上で、平成 23 年第 1 回市会定例会に条例改正案を上程させていただく予定としています。

なお、改正条例の施行は平成 23 年の 10 月頃となる見通しです。

## 3 これまでの検討状況について

別添参考資料参照

屋外広告物条例の見直しの方向性、今後取り組むべき施策など (これまでの検討状況)

NO	施策分野	見直しのねらい、必要性	現行の規制概要	見直しの方向性、今後取り組むべき施策など
1	新しい広告形態への対応	LEDを用いた映像装置など、近年の様々な広告媒体に適確に対応できる規制内容としていく必要がある。	・光源が露出、点滅するもの、映像装置などの掲出禁止 (一部の地域)	・映像装置などについての規定を明確化。 ・新しい広告媒体に対し速やかに対応できるよう制度面を検討。
2	地域特性に応じた広告物規制	全市一律ではなく、地域特性に応じた屋外広告物の規制を可能とする制度を設ける必要がある。	・用途地域ごとに広告物の規格を設定。(広告塔・広告板、屋上看板など) ・関内、MM21 地区では、景観計画として広告物規制を上乘せ。	・地域特性に応じ「広告物活用地区」、「広告物規制地区」等を定められるよう制度化。 ・景観計画と広告物規制の連携に引き続き取り組む。
3	住環境の保全	居住空間の景観向上、環境改善に資するため、低層住居専用地域における屋外広告物の抑制を図る。	・広告板:高さ10m以下、表示面積25㎡以内まで ・屋上広告、映像装置などは禁止。	第1種・第2種低層住居専用地域について、 ・非自己用広告物、映像表示・点滅式などの広告物禁止。 ・周辺環境との調和に配慮した広告を求める。
4	広告物の乱立の抑制	敷地、建築物などを対象とした総量的な規制ルールがないため、多量の広告物が乱立するケースが見受けられる。 (例えば幹線道路沿いや雑居ビルなど)	・壁面看板のみ、壁面の3/10以内の面積。 ・その他には、総量の規制ルールは無し。	・幹線道路沿いなどの非自己用広告物について、複数連続する広告物に対し一定の規制。 ・複合建物(雑居ビルなど)に関する総量規制的手法を検討。
5	違反对策の強化	通行の障害・景観悪化につながる路上の違法はり紙・立て看板や、無許可の屋外広告物への対策を強化していく必要がある。	・路上のはり紙などの簡易除却事業を実施(幹線道路や駅周辺など、毎月3回程度実施) ・現地調査により無許可広告物を把握し、許可申請を督促 (1~2地区/年 実施)	・違反对策の強化のため、組織体制を強化。 ・違反広告物除却市民ボランティアの導入。 ・違反对策の強化に向けた関係機関連携。 ・広告物の美化、改善に向けた支援制度の検討。
6	関係者の責任明確化	広告主、広告業者、施工者、土地所有者など、関係者の責任関係を明確にすることが必要。	・許可申請書に申請者、管理者、施工者を記載。 ・広告業を営む者の責務、罰則などを規定。 ・法に違反した者の罰則(罰金)を規定。	・屋外広告業を「届出制」から「登録制」へ変更。 ・広告主や管理者の責務、努力義務を規定。 ・違反者の公表制度の導入を検討。
7	公共広告のルールづくり	除外規定の多い公共広告(収入確保のための公共広告も含む)についても、都市景観への配慮、民間広告との公平性などの観点から、一定のルールが必要。	・他法令の規定により表示するもの、案内図など公衆の利便に供するもの ⇒申請不要。規格・禁止場所も除外。 ・国、公共団体、公益法人などが表示し、公益上必要なもの ⇒申請不要。規格・禁止場所は適用。	・公共施設に広告を掲出する場合の届出制導入を検討。 ・質の高い公共広告のためのガイドラインを作成。 ・公益法人などの定義、除外内容の明確化。 ・周辺環境との調和に配慮した広告を求める。
8	優良な広告物の支援	地域の景観に即した広告物など、優良な屋外広告物を促すための取り組みを進める必要がある。	・優良な屋外広告物に対する支援制度等は無し。 ・景観計画区域(関内・MM21地区)では、周辺環境と調和した色彩、照明とするよう指導・協議。	・優良な屋外広告物への優遇制度等の導入を検討。 ・広告物の美化・改善に向けた支援制度の検討(再掲)。

# 屋外広告物条例の見直しの方向性、 今後取組むべき施策など (これまでの検討状況)

## 施策分野

- 1 新しい広告形態への対応
- 2 地域特性に応じた広告物規制
- 3 住環境の保全
- 4 広告物の乱立の抑制
- 5 違反对策の強化
- 6 関係者の責任明確化
- 7 公共広告のルールづくり
- 8 優良な広告物の支援

# 1 新しい広告形態への対応



映像装置



投影広告

## ねらい、必要性

LEDを用いた映像装置など、近年の様々な広告媒体に適切に対応できる規制内容としていく必要がある。

## 現行の規制概要

- ・光源が露出・点滅するもの、映像装置などの掲出禁止(一部の地域)



## 方向性・取組むべき施策

- ・映像装置などについての規定を明確化
- ・新しい広告媒体に対し速やかに対応できるよう制度面を検討

# 2 地域特性に応じた広告物規制



MM21地区



関内地区

## ねらい、必要性

全市一律ではなく、地域特性に応じた屋外広告物の規制を可能とする制度を設ける必要がある。

## 現行の規制概要

- ・用途地域ごとに広告物の規格を設定(広告塔・広告板、屋上看板など)
- ・関内、MM21地区では、景観計画として広告物規制を上乘せ



## 方向性・取組むべき施策

- ・地域特性に応じ、「広告物活用地区」、「広告物規制地区」等を定められるよう制度化
- ・景観計画と広告物規制の連携に引き続き取り組む

### 3 住環境の保全



#### ねらい、必要性

居住空間の景観向上、環境改善に資するため、低層住居専用地域における屋外広告物の抑制を図る。

#### 現行の規制概要

- ・広告板：高さ10m以下、表示面積25㎡以内まで
- ・屋上広告、映像装置などは禁止



#### 方向性・取組むべき施策

- 第1種・第2種低層住居専用地域について
- ・非自己用広告物、映像表示・点滅式などの広告物禁止
  - ・周辺環境との調和に配慮した広告を求める

### 4 広告物の乱立の抑制



#### ねらい、必要性

敷地や建築物などを対象とした総量的な規制ルールがないため、多量の広告物が乱立するケースが見受けられる。  
(例：幹線道路沿いや雑居ビルなど)

#### 現行の規制概要

- ・壁面看板のみ、当該壁面の3/10以内の面積
- ・その他には、総量規制的なルールは無し



#### 方向性・取組むべき施策

- ・幹線道路沿いなどの非自己用広告物について、複数連続する広告物に対し一定の規制
- ・複合建物(雑居ビルなど)に関する総量規制的手法を検討

## 5 違反对策の強化



委託業者による定期的な簡易除却作業



違反広告物はがし隊(藤沢市)の活動風景

### ねらい、必要性

通行の障害・景観悪化につながる路上の違法はり紙・立て看板や、無許可の屋外広告物への対策を強化していく必要がある。

### 現行の規制概要

- ・路上のはり紙などの簡易除却事業を実施（幹線道路や駅周辺など、毎月3回程度実施）
- ・現地調査により無許可広告物を把握し、許可申請を督促（1～2地区／年実施）



### 方向性・取組むべき施策

- ・違反对策の強化のため、組織体制を強化
- ・違反広告物除却市民ボランティアの導入
- ・違反对策の強化に向けた関係機関連携
- ・広告物の美化、改善に向けた支援制度の検討

## 6 関係者の責任明確化



屋外広告物講習会(相模原市)

### ねらい、必要性

広告主、広告業者、施工者、土地所有者など、関係者の責任関係を明確にすることが必要

### 現行の規制概要

- ・許可申請書に申請者、管理者、施工者を記載
- ・広告業を営む者の責務、罰則などを規定
- ・法律に違反した者の罰則(罰金)を規定



### 方向性・取組むべき施策

- ・屋外広告業を「届出制」から「登録制」へ変更
- ・広告主や管理者の責務、努力義務を規定
- ・違反者の公表制度の導入を検討

## 7 公共広告のルールづくり



イベント案内(横浜市)



案内サイン(横浜市)

### ねらい、必要性

除外規定の多い公共広告(収入確保のための公共広告も含む)についても、都市景観への配慮、民間広告との公平性などの観点から、一定のルールが必要。

### 現行の規制概要

- ・他法令の規定により表示するもの、案内図など公衆の利便に供するもの  
《申請不要。規格・禁止場所も除外》
- ・国、公共団体、公益法人などが表示し、公益上必要なもの《申請不要。規格・禁止場所は適用》

### 方向性・取組むべき施策

- ・公共施設に広告を掲出する場合の届出制導入を検討
- ・質の高い公共広告のためのガイドラインを作成
- ・公益法人などの定義、除外内容の明確化
- ・周辺環境との調和に配慮した広告を求める

## 8 優良な広告物の支援



パネル展における優良広告の投票



平成20年度  
京都市優良屋外広告物賞  
入賞作品集

京都市優良屋外広告物賞の入賞作品集

### ねらい、必要性

地域の景観に即した屋外広告物など、優良な屋外広告物を促すための取り組みを進める必要がある。

### 現行の規制概要

- ・優良な屋外広告物に対する支援制度等無し
- ・景観計画区域(関内・MM21地区)では、周辺環境と調和した色彩、照明とするよう指導・協議

### 方向性・取組むべき施策

- ・優良な屋外広告物への優遇制度等の導入を検討
- ・広告物の美化・改善に向けた支援制度の検討(再掲)